

小規模企業共済制度の 一部が改正されました

小規模企業共済法の改正法案が平成 22 年 4 月 14 日に成立し、平成 23 年 1 月 1 日より施行されました。これまで個人事業主しか加入できなかった共済制度に配偶者や後継者などの専従者が一定の条件のもと加入が認められるようになりました。詳細につきましては下記の通りです。

制度改正のポイント

1. 新規加入対象者の範囲

- 個人事業主の「事業の経営に携わる者」(共同経営者)について、新たに加入対象者として認められました。
※ 「共同経営者」の範囲を明確化し、従業員と区別。⇒中小企業退職金共済との重複加入はできません。
※ 共同経営者…
 - 経営に携わっている「配偶者」「後継者」も含まれます。
 - 「経営に携わる者」であれば親族に限定しません。
 - 加入できる「共同経営者」の数は 2 人までです(個人事業主とあわせて 3 人までとなります)。
- (例)
 - 経営に携わっていることの証として「対価の支払が行われていること」
 - 一定規模以上の投資や事業廃止などの重要な経営決定に関し、「共同経営者」の同意が必要とされていること
 - 事業資金の借入について連帯債務を負っていること

2. 新規加入対象者の掛金月額

- 「共同経営者」の掛金は、現行の加入対象者同様、月額 1 千円以上 7 万円以内(500 円単位)で事由に選ぶことができます。加入後に増額または減額することもできます。払込方法も月払い、半年払い、年払いから選ぶことができます。

3. 掛金の税制上のメリット

- 掛金の全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます(1 年以内の前納掛金も同様)
掛金の全額所得控除により節税(所得税・住民税)にもなります。

4. 共済金の受取時期

- 「共同経営者」の共済事由は、個人事業主と同様、「廃業」及び「老齢(65 歳)」です。満期はありません。
 - 老齢給付……65 歳以上の契約者で、掛金を 15 年以上支払っている方が、請求できます。
- ※ ①個人事業主の廃業に伴い「共同経営者」でなくなる場合、
②死亡、疾病等により「共同経営者」でなくなる場合、
を「廃業」と認定します。

5. 共済金の税法上の取扱い

- 共済金の受取りは、「一括」「分割(10 年・15 年)」「一括と分割の併用」のいずれかを選ぶことができます。
 - 一括……退職所得扱い
 - 分割……公的年金等の雑所得扱い

6. 契約者貸付制度の拡充

- 法改正とあわせ、契約者貸付制度のメニューの一つとして、「事業承継貸付」を創設し、個人事業主の事業承継における資金確保を支援しています。
- ※ 契約者貸付制度：共済加入者は、納付した掛金合計額の範囲内で、事業資金等の借入が可能です。

7. 加入申込

- 保土ヶ谷青色申告会の各事務所へお越しください。